

松本市告示第379号

松本市新規就農総合支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年6月27日

松本市長 臥雲 義尚



松本市新規就農総合支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業従事者の後継者が不足する中で、新たな農業の担い手を確保し、地域農業の振興を図るため、市内で就農する者の経営基盤の確立に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業研修生 将来独立して農業経営を開始するため、次に掲げる研修機関（以下「研修機関等」という。）において、現に研修を受けている者をいう。
 - ア 長野県農業大学校
 - イ 松本新規就農者育成対策事業運営協議会
 - ウ その他市長が適当と認める研修機関
- (2) 認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。
- (3) 子育て世帯 補助金の交付申請日において、世帯員に満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（母子健康手帳により確認できる出生前の胎児であって、出生後に同居する予定の子を含む。以下これらを「同居する子」という。）がいる世帯をいう。
- (4) 空き家 居住の用に供することを目的として建築され、個人が所有する住宅であって、居住者又は使用者がない状況にあるものをいう。
- (5) 改修工事 空き家の居住性若しくは機能性の維持又は向上を図るための修繕、模様替え又は設備の改善を行うことをいう。
- (6) 家財等処分 一般廃棄物処理業の許可を受けている者により空き家に付属する不要な家具、家庭用電化製品等（以下「家財等」という。）を撤去又は処分することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市税に滞納がない者（市税が課されている者に限る。）であって、次の各号に掲げる補助金の区分に従い、当該各号に定めるものとする。

- (1) 家賃補助 市内に居住し、又は居住しようとする農業研修生（現に研修機関等から家賃の補助を受けている者を除く。）若しくは認定新規就農者（農業経営開始日から3年以内の者に限る。）
- (2) 空き家改修等 市内の空き家の改修工事又は家財等処分を行おうとする者であって、次のいずれかに該当するもの。ただし、当該空き家の所有者が補助金の交付を受けようとする者の二

親等以内の親族である場合を除く。

ア 農業研修生又は認定新規就農者であって、次に掲げる要件を全て満たすもの

(7) 対象となる空き家の売買契約又は賃貸借契約を締結してから1年以内であること。

(1) 対象となる空き家に3年以上居住することを誓約していること。

イ 空き家の所有者であって、次に掲げる要件を全て満たすもの

(7) 農業研修生又は認定新規就農者と空き家の売買契約又は賃貸借契約を締結してから1年以内であること。

(1) 農業研修生又は認定新規就農者が当該空き家に3年以上居住することに同意していること。

(3) 空き家取得 市内の空き家を取得しようとする農業研修生又は認定新規就農者であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。ただし、当該空き家の所有者が補助金の交付を受けようとする者の二親等以内の親族である場合を除く。

ア 対象となる空き家の売買契約を締結して1年以内であること。

イ 対象となる空き家に3年以上居住することを誓約していること。

2 前項の規定にかかわらず、松本市空き家バンク利活用促進事業補助金交付要綱（令和4年告示第105号）の規定による補助金の交付を受け、又は受けようとする者は、前項第2号及び第3号に掲げる補助金の対象としない。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の区分ごとの補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助期間は、次のとおりとする。

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間（回数）
家賃補助	居住する住居の家賃（敷金、礼金、共益費その他諸経費を除く。）	1 / 2 以内	月額1万円（子育て世帯が居住する場合は2万円）	36月を限度とし、研修機関等から家賃の補助を受けていた場合は、当該補助を受けた月数を36月から減ずる。
空き家改修等	次に掲げる経費の合算額（消費税及び地方消費税を含む。） (1) 空き家の改修工事費用（居住部分に限る。） (2) 家財等処分費用		60万円（子育て世帯が居住する場合は、同居する子一人につき10万円を加算する。ただし、30万円を加算額の限度とする。）	同一物件につき1回を限度とする。
空き家取得	空き家の取得に係る費用（消費税及び地方消費税を含む。）		15万円	同一補助対象者につき1回を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松本市新規就農総合支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、別表に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付を決定したときは松本市新規就農総合支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないことを決定したときは松本市新規就農総合支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第5条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、松本市新規就農総合支援事業補助金交付変更申請書（様式第4号）に、変更する内容を証する書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは松本市新規就農総合支援事業補助金交付変更決定通知書（様式第5号）により、変更を認めないときは松本市新規就農総合支援事業補助金内容変更不承認通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者が補助対象事業を中止しようとするときは、松本市新規就農総合支援事業補助金対象事業中止届出書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに松本市新規就農総合支援事業補助金実績報告書（様式第8号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、松本市新規就農総合支援事業補助金確定通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の交付の確定を受けた交付決定者が、補助金を請求しようとする

るときは、松本市新規就農総合支援事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定により請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年6月27日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	添付書類
家賃補助	1 農業研修生であることが確認できる書類（農業研修生が申請する場合に限る。） 2 不動産賃貸借契約書の写し 3 住民票の写し（農業研修生又は認定新規就農者の世帯全員のものであって、世帯主との続柄の記載があるもの。子育て世帯に限り、市が住民基本台帳を確認することに同意する場合を除く。） 4 母子健康手帳の写し（世帯員に妊婦がいる場合に限る。） 5 その他市長が必要と認める書類
空き家改修等	1 農業研修生であることが確認できる書類（農業研修生が居住する場合に限る。） 2 空き家の所有者であることを証する書類（所有者が申請する場合に限る。） 3 改修工事を行う場合は、次に掲げる書類 (1) 空き家の改修工事に要する費用の見積書及び明細書の写し (2) 改修工事を行う空き家の外観及び施工予定箇所の現況写真 4 家財等処分を行う場合は、次に掲げる書類 (1) 家財等処分に要する費用の見積書及び明細書の写し (2) 撤去又は処分する家財等が設置された居住部分の写真 (3) 家財等の所有者の同意書（農業研修生又は認定新規就農者が申請する場合に限る。） 5 不動産売買契約書の写し又は不動産賃貸借契約書の写し 6 住民票の写し（農業研修生又は認定新規就農者の世帯全員のものであって、世帯主との続柄の記載があるもの。子育て世帯に限り、市が住民基本台帳を確認することに同意する場合を除く。） 7 母子健康手帳の写し（農業研修生又は認定新規就農者の世帯員に妊婦がいる場合に限る。） 8 その他市長が必要と認める書類
空き家取得	1 農業研修生であることが確認できる書類（農業研修生が申請する場合に限る。） 2 空き家の取得に要する費用を確認できる書類 3 取得する空き家の写真

- | | |
|---|----------------|
| 4 | 不動産売買契約書の写し |
| 5 | その他市長が必要と認める書類 |

松本市新規就農総合支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

申請者 住所
氏名
電話番号

次のとおり松本市新規就農総合支援事業補助金の交付を受けたいので、松本市新規就農総合支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

申請者区分 （該当区分にチェック）	☐ (1) 農業研修生（研修開始日： 年 月 日） ☐ (2) 認定新規就農者（経営開始日： 年 月 日） ☐ (3) 空き家の所有者
補助金区分 （該当区分にチェック）	☐ (1) 家賃補助 ☐ (2) 空き家改修等（ ☐ ア 改修工事 ☐ イ 家財等処分） ☐ (3) 空き家取得
補助対象不動産の場所	松本市
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円（千円未満切捨て）
売買又は賃貸借契約日	年 月 日
居住開始日（予定日）	年 月 日
同意事項 （同意する場合にチェック）	☐ 私は、松本市新規就農総合支援事業補助金の申請に当たり、市が当該申請に係る審査に必要な範囲で、市税に関する公簿、住民基本台帳等を閲覧し、又は調査することに同意します。
誓約事項 （申請者区分(3)及び補助金区分(1)を除く。） （誓約する場合にチェック）	☐ 私は、松本市新規就農総合支援事業補助金の申請に当たり、補助対象不動産に3年以上居住することを誓約します。 なお、住所の異動について、居住開始日から起算して3年間、私に連絡なく、調査することに同意します。 また、居住開始から3年を経過する前に、補助対象不動産を取り壊し、売却し、又は転居し、松本市長から補助金の返還を求められたときは、その補助金の返還を行います。
同意事項 （申請者区分(3)に限る。） （同意する場合にチェック）	☐ 私は、松本市新規就農総合支援事業補助金の申請に当たり、補助対象不動産に農業研修生又は認定新規就農者が3年以上居住することに同意します。 また、その居住開始から3年を経過する前に、正当の事由なく賃貸借契約を解約し、松本市長から補助金の返還を求められたときは、その補助金の返還を行います。

添付書類

(1) 家賃補助	ア 農業研修生であることが確認できる書類（農業研修生が申請する場合） イ 不動産賃貸借契約書の写し ウ 住民票の写し（農業研修生又は認定新規就農者の世帯全員のものであって、世帯主との続柄の記載があるもの。子育て世帯に限り、市が住民基本台帳を確認することに同意する場合を除く。） エ 母子健康手帳の写し（申請者の世帯員に妊婦がいる場合） オ その他市長が必要と認める書類
(2) 空き家改修等	ア 農業研修生であることが確認できる書類（農業研修生が居住予定の場合） イ 空き家の所有者であることを証する書類（所有者が申請する場合） ウ 空き家の改修工事又は家財等処分に要する費用の明細書及び見積書の写し エ 空き家の外観及び改修工事の施工予定箇所又は撤去若しくは処分する家財等が設置された居住部分の写真 オ 不動産売買契約書の写し又は不動産賃貸借契約書の写し カ 家財等の所有者の同意書（農業研修生又は認定新規就農者が家財等処分を実施する場合） キ 住民票の写し（農業研修生又は認定新規就農者の世帯全員のものであって、世帯主との続柄の記載があるもの。子育て世帯に限り、市が住民基本台帳を確認することに同意する場合を除く。） キ 母子健康手帳の写し（農業研修生又は認定新規就農者の世帯員に妊婦がいる場合） ク その他市長が必要と認める書類
(3) 空き家取得	ア 農業研修生であることが確認できる書類（農業研修生が申請する場合） イ 空き家の取得に要する費用の確認できる書類 ウ 取得する空き家の写真 エ 不動産売買契約書の写し オ その他市長が必要と認める書類

松本市新規就農総合支援事業補助金交付決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで申請のあった松本市新規就農総合支援事業補助金の交付について、松本市新規就農総合支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

1 補助金区分

- ☐ 家賃補助
- ☐ 空き家改修等
- ☐ 空き家取得

2 補助対象不動産の場所

3 交付決定額

円

4 交付条件

- (1) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合は、市長に報告し、その指示を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更をする場合は、松本市新規就農総合支援事業補助金交付変更申請書（様式第4号）を提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止する場合は、松本市新規就農総合支援事業補助金対象事業中止届出書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けること。
- (4) 補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、松本市新規就農総合支援事業補助金実績報告書（様式第8号）を提出すること。
- (5) 交付決定者が様式第1号の誓約事項又は同意事項に違反した場合等、市長が不適当と認める行為があったときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

様式第3号（第6条関係）

松本市新規就農総合支援事業補助金不交付決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで申請のあった松本市新規就農総合支援事業補助金の交付について、
次の理由により交付しないことと決定したので、松本市新規就農総合支援事業補助金交付要綱第
6条の規定により通知します。

理由

様式第4号（第7条関係）

松本市新規就農総合支援事業補助金交付変更申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 指令第 号で交付の決定を受けた松本市新規就農総合支援事業補助金について、次のとおり変更したいので、松本市新規就農総合支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

補助対象不動産の場所	松本市
交付決定日	
交付決定額	円
補助対象経費 （変更後）	円
補助金交付申請額 （変更後）	円（千円未満切捨て）
変更の内容	
変更年月日	年 月 日（予定）
変更の理由	
添付資料	

松本市新規就農総合支援事業補助金交付変更決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで申請のあった松本市新規就農総合支援事業補助金の変更の申請について、次のとおり決定したので松本市新規就農総合支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

変更前の交付決定額	円	
変更後の交付決定額	円	
増減額	円	
変更年月日	年 月 日	
変更内容	変更前	変更後

様式第6号（第7条関係）

松本市新規就農総合支援事業補助金内容変更不承認通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで申請のあった松本市新規就農総合支援事業補助金の変更の申請について、次の理由により不承認としたので、松本市新規就農総合支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

理由

様式第7号（第7条関係）

松本市新規就農総合支援事業補助金対象事業中止届出書

年 月 日

（宛先）松本市長

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 指令第 号で交付の決定を受けた松本市新規就農総合支援事業補助金について、次の理由により取りやめたいので、松本市新規就農総合支援事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により申請します。

中止する補助金区分	☐ (1) 家賃補助 ☐ (2) 空き家改修等 ☐ (3) 空き家取得
理由	
添付書類	

様式第8号（第8条関係）

松本市新規就農総合支援事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）松本市長

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 指令第 号で補助金の交付の決定を受けた松本市新規就農総合支援事業が完了したので、松本市新規就農総合支援事業補助金交付要綱第8条の規定により次のとおりその実績を報告します。

着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
交付確定を受けたい額	円
添付書類	(1) 家賃補助 住民票の写し（世帯全員のものであって、世帯主との続柄の記載があるもの）※市が住民基本台帳を確認することに同意しない場合 (2) 空き家改修等 ア 費用の支払を証する書類 イ 改修又は家財等処分が完了したことが分かる写真 ウ 住民票の写し（世帯全員のものであって、住所を異動したことが分かるもの。申請者が農業研修生又は認定新規就農者の場合に限る。）※市が住民基本台帳を確認することに同意しない場合 (3) 空き家取得 ア 費用の支払を証する書類 イ 住民票の写し（取得した空き家に住所を異動したことが分かるもの）※市が住民基本台帳を確認することに同意しない場合

上記の報告事項について審査しました。

年 月 日

審査担当者氏名

審査の結果

様式第9号（第9条関係）

松本市新規就農総合支援事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付け 指令第 号で交付の決定（変更の決定）をした松本市新規就農
総合支援事業補助金の額を 円に確定したので、松本市新規就農総合支援事業補
助金交付要綱第9条の規定により通知します。

松本市新規就農総合支援事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）松本市長

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 指令第 号で交付の決定（変更の決定）を受けた松本市新規就農総合支援事業補助金の交付について、松本市新規就農総合支援事業補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり請求します。

補助金確定額		円
振 込 先	金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合 農協・労働金庫
	店名等	本店・支店・支所・出張所
	口座種別	普通預金・当座預金
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	